

○東京藝術大学保健管理センター教員の任期更新時の再任評価実施要項

平成20年11月7日
保健管理センター
運営委員会決定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則（以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、保健管理センター（以下「センター」という。）教員の任期更新時の再任評価（以下「再任評価」という。）の実施に関し、評価項目、評価基準及び評価の実施手順等の必要な事項を定める。

(評価項目)

第2条 評価項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 研究業績
- (2) 教育業績
- (3) 大学運営上の貢献
- (4) 社会への貢献
- (5) その他

(評価基準)

第3条 前条で示した項目ごとの評価及び総合評価の評価基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 項目ごとの評価基準は次表のとおりとする。

評価	評価基準
A	特にすぐれている。
B	水準に達している。
C	改善を要する。

- (2) 総合評価の評価基準は次表のとおりとする。

評価	評価基準
再任を可とする	項目評価において、「A」が1つ以上ある者、又は「B」が3つ以上ある者。
再任を不可とする	再任を可とする評価に達しない者。

(再任評価の実施手順)

第4条 再任評価の実施手順は、次のとおりとする。

- (1) 更新希望の教員は、任期の付されている期間の活動状況を基に業績調書（別紙様式2）を作成し、任期満了の1年5月前までに保健管理センター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。
- (2) センター長は、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）において業績調書を審査し、再任評価書（別紙様式1）を任期満了の1年4月前までに作成しなければならない。
- (3) センター長は、運営委員会の審査結果（再任不可を含む。）に疑義が生じた場合には、複数の外部委員を含む再任評価審査委員会を設置し、審査を付託する。

(4) センター長は、運営委員会の審議を経て再任評価の結果を決定する。

(審査結果報告書)

第5条 センター長は、審査の結果を再任評価報告書としてまとめ、任期満了の1年2月前までに学長に報告する。

2 センター長は、審査結果を再任不可とする場合は、その理由を前項の報告書に記載する。

附 則

この要項は、平成20年11月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式 1 （第 4 条第 2 号関係）

再 任 評 価 書
評価対象者氏名

1．項目評価

項目ごとの評価基準（第 3 条第 1 号）に準じて、項目評価及びその理由を記入すること。

項 目	項目評価	項目評価の理由
(1) 研究業績		
(2) 教育業績		
(3) 大学運営上の貢献		
(4) 社会への貢献		
(5) その他		

2．総合評価

総合評価の基準（第 3 条第 2 号）によること。

別紙様式2（第4条第1号関係）

業 績 調 書

平成 年 月 日現在

氏名

⑩

1. 研究業績（著書、発表論文、科学研究費補助金等）

2. 教育業績（担当授業科目、担当学生数等）

3. 大学運営上の貢献（委員会活動等）

4. 社会への貢献（教育・研究活動、地域・国際活動、共同・受託研究等）

5. その他（上記項目以外の特記事項等：センターにおける医療行為，その他の臨床活動、センターにおけるマネジメント等含む）

※各項目については細分できない場合、複数項目の記入及び任期の付されている期間外からの活動が続いている場合はその旨記載すること。

※各項目について記述する行数は、適宜増やしてよい。